

南伊勢町告示第44号

南伊勢町空き店舗バンク設置要綱を次のように定める。

平成28年 3月31日

南伊勢町長 小山 巧

南伊勢町空き店舗バンク設置要綱

平成28年 3月31日告示第44号

(趣旨)

第1条 この要綱は、南伊勢町内における空き店舗の増加を改善し、意欲ある新規出店希望及び規模拡大を図ろうとする中小企業者等へ支援を行い、地域の活性化を図るために実施を行う、南伊勢町空き店舗バンク（以下、空き店舗バンクという）について必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 空き店舗 個人及び法人が商工業を営むことを目的として建築し、又は改築できる現在利活用していない（近い将来利活用しなくなる予定のものを含む）町内に存在する建物及びその敷地又は建物の跡地若しくは建物に付随する土地をいう。
- (2) 所有者 空き店舗に係る所有権その他の権利により当該空き店舗の売却又は賃貸を行うことができる者をいう。空き店舗登録申請者（以下、申請者）が所有者で無い場合、申請者が登録意向誓約書（様式第1号）を提出することで、所有者に代わることができる。
- (3) 利用希望者 町内の空き店舗において商工業等を営み、南伊勢町の自然環境や生活文化等に対する理解を深め、地域との協調連携に努めることを前提として空き店舗バンクの利用を申し込む者をいう。
- (4) 空き店舗バンク 空き店舗の売却又は賃貸を希望する所有者から申込みを受けた情報を、利用希望者に対し、提供を行う制度をいう。

(適用上の注意)

第3条 この要綱は、空き店舗バンク制度以外による空き店舗の取引を妨げるものではない。

(空き店舗の登録申込み等)

第4条 空き店舗バンクによる空き店舗に関する登録を受けようとする所有者は、空き店舗バンク登録申込書（様式第2号）、空き店舗バンク登録カード（様式第3号-1、様式第3号-2、様式第3号-3。以下、登録カードという）、誓約書（登録者用）（様式第4号）及び在住市町村の完納証明書を町長に提出しなければならない。

2 町長は、前項の規定による登録の申込みがあったときは、その内容等を確認の上、適切であると認めるときは空き店舗バンク登録台帳に登録するものとする。ただし、当該空き店舗が次の各号のいずれかに該当する場合は、空き店舗バンク登録台帳へ登録しないものとする。

- (1) 当該空き店舗が、第2条第1項の要件を満たしていないもの
- (2) 当該空き店舗の所有者が、第2条第2項の要件を満たしていないもの

(3) その他町長が空き店舗バンクへの登録が適当でないとしたもの

- 3 町長は、必要に応じて当該空き店舗の空き店舗バンクへの登録の適否について、実地を調査することができる。
- 4 当該申込者（以下、登録者という。）は、前項の調査に協力するものとする。
- 5 町長は、第2項の規定による登録をしたときは、空き店舗バンク登録完了通知書（様式第5号）を登録者に通知するものとする。
- 6 町長は、第2項の規定により登録した台帳の情報について、登録者の住所、氏名、権利関係及び電話番号等の個人情報を除き、南伊勢町ホームページ等に掲載し周知するものとする。

（空き店舗に係る登録事項の変更の届出）

第5条 前条第5項の規定による登録完了通知書の通知を受けた登録者は、当該登録事項に変更があったときは、空き店舗バンク登録変更届書（様式第6号）に登録事項の変更内容を記載した登録カードを添えて町長に届け出なければならない。

（空き店舗バンクの登録の取消し）

第6条 町長は、当該空き店舗に係る所有権その他の権利に異動があったとき、又は空き店舗バンク取消願書（様式第7号）の届出があったときは、当該空き店舗バンク登録台帳から削除するとともに、空き店舗バンク登録取消通知書（様式第8号）により当該登録者に通知するものとする。

（空き店舗バンクの利用申込み等）

第7条 利用希望者は、空き店舗バンク利用希望申込書（様式第9号）及び誓約書（利用希望者用）（様式第10号）に希望物件の番号（第4条の規定により登録された登録番号をいう。）その他必要な事項を記入し、町長に提出しなければならない。

- 2 町長は、前項の規定による申込みがあったときは、登録者に対して利用希望者の情報を、利用希望者に対して登録者の情報をそれぞれ提供するものとする。また、登録者の代理又は媒介を行う者がある場合には、その者に対しても同様に情報を提供するものとする。

（登録者と利用希望者の交渉等）

第8条 町長は、登録までの手続を行い、登録者と利用希望者との空き店舗に関する交渉及び売買、賃貸借等の契約については、直接これに関与しないものとする。

- 2 契約等に関する一切のトラブル等については、当事者間で解決するものとする。
- 3 登録者は交渉の結果について、交渉結果報告書（様式第11号）により、町長に報告しなければならない。ただし、媒介業者に依頼している場合は、南伊勢町空き店舗バンク制度施行に伴う媒介等の協定による報告に替えることができる。

（登録有効期間と再登録）

第9条 登録された物件は、登録日から3年間有効とする。再登録することによって、再度3年間登録可能である。再登録に必要な書類は、空き店舗バンク登録申込書（第2号様式）、誓約書（第4号様式）、在住市町村の完納証明書である。

（個人情報の保護）

第10条 空き店舗バンク運用に関する個人情報の取扱いについては、南伊勢町個人情報保護条例（平成17年南伊勢町条例第11号）の定めるところによる。

（その他）

第11条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。